

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について（新旧対照表）

(変更箇所は赤字下線部分)

| 新 | 旧 |
|---|------------------------------|
| 自審第1530号 平成6年12月1日 | 自審第1530号 平成6年12月1日 |
| 自管第96号 一部改正 平成9年12月10日 | 自管第96号 一部改正 平成9年12月10日 |
| 自審第280号 一部改正 平成10年3月31日 | 自審第280号 一部改正 平成10年3月31日 |
| 自審第1255号 一部改正 平成10年11月12日 | 自審第1255号 一部改正 平成10年11月12日 |
| 国自審第2113号 一部改正 平成17年4月1日 | 国自審第2113号 一部改正 平成17年4月1日 |
| 国自審第287号 一部改正 平成23年6月1日 | 国自審第287号 一部改正 平成23年6月1日 |
| 国自審第1465号 一部改正 平成26年2月12日 | 国自審第1465号 一部改正 平成26年2月12日 |
| 国自審第740号 一部改正 令和2年8月5日 | 国自審第740号 一部改正 令和2年8月5日 |
| 国自総第283号 一部改正 令和2年12月23日 | 国自総第283号 一部改正 令和2年12月23日 |
| 国自審第2176号 一部改正 令和4年12月23日 | 国自審第2176号 一部改正 令和4年12月23日 |
| 国自総第193号 一部改正 令和5年9月22日 | 国自総第193号 一部改正 令和5年9月22日 |
| 国自審第2666号 一部改正 令和7年2月28日 | 国自審第2666号 一部改正 令和7年2月28日 |
| <u>国自審第2563号</u> <u>一部改正 令和8年2月16日</u> | |
| 別添 | 別添 |
| リコールの届出等に関する取扱要領 | リコールの届出等に関する取扱要領 |
| 目次（略） | 目次（略） |

第1章 総則 (略)
第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 法第75条第1項の指定又は法第75条の2第1項の指定若しくは規則第62条の3第1項の認定又は保安基準第58条の3の認定、性能等確認制度告示による性能等確認実施機関により性能等確認を受けた、又は型式認証実施要領別添2新型自動車取扱要領第2の届出若しくは「輸入自動車特別取扱制度について」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添輸入自動車特別取扱要領第3の届出をした型式(以下「指定等を受けた、又は届出をした型式」という。)の一定の範囲の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)について、当該自動車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車等を製作することを業とする者から当該自動車等を購入する契約を締結している者であって当該自動車等を輸入することを業とするもの(以下「自動車製作者等」という。)が、当該指定等を受けた、又は届出をした自動車等について、その構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態(以下「基準不適合状態」という。)にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認めたときは、速やかにリコールを行うものとし、リコールを行おうとするときは、国土交通大臣に対して、第1号様式(以下「リコール届出書」という。)により、リコールの届出を行うものとする。当該届出については、不具合に係る原因、改善措置の内容及び対象となる自動車等の範囲を原則として特定し、改善措置の実施を自動車製作者等として意志決定(以下「最終決定」という。)した日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。以下同じ。)以内に行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態は、当該自動車等の構造、装置又は性能が基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 法に定める点検整備その他適切な点検整備が実施されていなかったことが原因と認められる基準不適合状態
- (2) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態

第1章 総則 (略)
第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 法第75条第1項の指定又は法第75条の2第1項の指定若しくは規則第62条の3第1項の認定、性能等確認制度告示による性能等確認実施機関により性能等確認を受けた、又は型式認証実施要領別添2新型自動車取扱要領第2の届出若しくは「輸入自動車特別取扱制度について」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添輸入自動車特別取扱要領第3の届出をした型式(以下「指定等を受けた、又は届出をした型式」という。)の一定の範囲の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)について、当該自動車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車等を製作することを業とする者から当該自動車等を購入する契約を締結している者であって当該自動車等を輸入することを業とするもの(以下「自動車製作者等」という。)が、当該指定等を受けた、又は届出をした自動車等について、その構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態(以下「基準不適合状態」という。)にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認めたときは、速やかにリコールを行うものとし、リコールを行おうとするときは、国土交通大臣に対して、第1号様式(以下「リコール届出書」という。)により、リコールの届出を行うものとする。当該届出については、不具合に係る原因、改善措置の内容及び対象となる自動車等の範囲を原則として特定し、改善措置の実施を自動車製作者等として意志決定(以下「最終決定」という。)した日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。以下同じ。)以内に行うものとする。

この場合において、次の各号に掲げる基準不適合状態は、当該自動車等の構造、装置又は性能が基準不適合状態にある原因が設計又は製作の過程にはない例とする。

- (1) 法に定める点検整備その他適切な点検整備が実施されていなかったことが原因と認められる基準不適合状態
- (2) 通常想定される使用の限度又は耐用期間を超えて使用されたことが原因と認められる基準不適合状態

| | |
|---|---|
| <p>(3) 当該自動車製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態</p> <p>(4) 著しく性能が劣る燃料、潤滑油、その他を使用したことが原因と認められる基準不適合状態</p> <p>(5) 天災、異常気象等通常想定しえない外部条件が原因と認められる基準不適合状態</p> <p>なお、当該届出を行う際、電子申請（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請・届出等をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> | <p>(3) 当該自動車製作者等が関与しない改造が行われたことが原因と認められる基準不適合状態</p> <p>(4) 著しく性能が劣る燃料、潤滑油、その他を使用したことが原因と認められる基準不適合状態</p> <p>(5) 天災、異常気象等通常想定しえない外部条件が原因と認められる基準不適合状態</p> <p>なお、当該届出を行う際、電子申請（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請・届出等をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> |
| 第3章～第5章 (略) | 第3章～第5章 (略) |

附則〔令和8年2月16日国自審第2563号〕
本改正規定は、令和8年2月16日から適用する。